定期報告についてお知らせ

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

令和7年7月1日より

定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

※国または特定行政庁が指定した特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者は、 それぞれ定期的にその状況を専門の資格者に調査・検査させて、その結果を報告することが 建築基準法で義務付けられています。この定期報告制度が国交省告示により改正されました。

【見直しされたポイント】

- ① 定期調査・検査項目の重複の解消や合理化をおこなっています。
- ② 赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術による調査・検査が可能となります。 詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

【国土交通省の告示改正にともない、下記内容が変更されます】

- ○重複解消のため調査・検査項目の一部が変更されます
- ⇒ 調査・検査結果表の様式を変更しますので7月 | 日以降は新様式で報告してください

〇国交省の告示改正により、設備定期調査・検査のみで実施されることになった調査項目に おいては、市長が付加する項目として建築基準法施行細則の改正を行い特定建築物定期報告 の調査項目に付加します。

よって、特定建築物定期報告のみが対象である物件については、従前通りこの項目につい て調査を行ってください。

⇒ 特定建築物定期報告のみが対象である物件は、新様式の調査結果表に別紙の調査結果表 を追加して報告してください

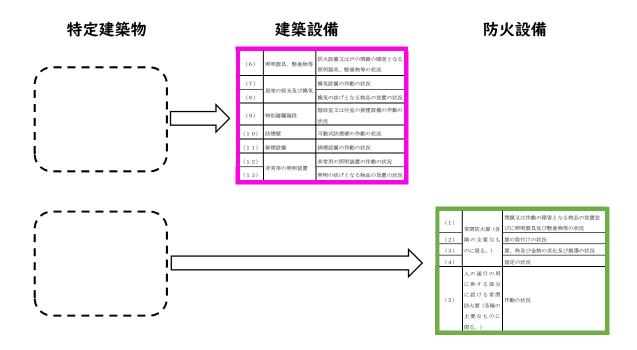
〇常時閉鎖した状態にある防火扉に係る検査項目について

⇒ 特定建築物定期調査で報告する場合、防火設備定期検査においては省略することができます

次頁につづく→

■お問合せ■ 奈良市都市整備部建築指導課 電話 0742-34-4750

◆特定建築物及び防火設備・建築設備が報告対象の場合



※従来、特定建築物で調査・検査していた一部の項目が建築設備・防火設備に集約されます。

◆特定建築物のみが報告対象の場合

特定建築物 ※従来どおり			建築設備	防火設備
(1)		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並 びに照明器具及び懸垂物等の状況		
(2)	常閉防火那(各階の主 要なものに限る。)	扉の取付けの状況		
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		固定の状況		
(5)	人の通行の用に供す る部分に設ける常閉 防火扉(各階の主要な ものに限る。)	作動の状況	(報告対象外)	(報告対象外)
(6)	照明器具、懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明 器具、懸垂物等の状況		
(7)	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況		
(8)		換気の妨げとなる物品の放置の状況		
(9)	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況		
(10	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況		
(11	排煙設備	排煙設備の作動の状況		
(12	45-46-771 - 777-777-16-100	非常用の照明装置の作動の状況		
(13	非常用の照明装置	照明の妨げとなる物品の放置の状況		